

H A T神戸・ミュージアムロード今後のあり方等検討業務 委託仕様書

1. 業務の名称

H A T神戸・ミュージアムロード今後のあり方等検討業務

2. 目的

H A T神戸エリアは街びらきから約 28 年が経過し、近年、JR 灘駅南駅前広場のリニューアルや王子公園の再整備着手など、周辺において都市環境の変化が進んでいる。

また、兵庫県立美術館から王子動物園までの約 1.2km のミュージアムロードには文化施設やパブリックアートが集積し、芸術文化の軸を形成してきたが、周辺環境の変化を踏まえ、エリア一帯の今後の在り方を改めて検討する必要がある。

令和 7 年度には、こうした転換期を踏まえ、提案内容を今後のまちづくり検討に活用することも視野に、H A T神戸への動線となるミュージアムロードの 10～20 年後の姿を見据えた空間づくりに関するアイデアコンペを実施した。

本業務では、H A T神戸及びミュージアムロード（以下、当該エリア）を対象として、アイデアコンペで得られたテーマや視点の整理や、アイデアコンペ応募作品の展示、シンポジウム及びワークショップを通じた市民・企業等からの意見収集結果を踏まえ、当該エリアの今後のあり方（案）及びその実現に向けた取組みの方向性並びに段階的な進め方を示すロードマップ（案）を取りまとめることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

(1) アイデアコンペ応募作品の整理及び基礎調査の実施

令和 7 年度に実施したミュージアムロードアイデアコンペ応募作品（全 122 作品）について、提案内容及び特徴等を整理し、当該エリアの今後のあり方の検討に資するテーマや視点を抽出する。

抽出したテーマ・視点に基づき、地域課題や地域特性の把握に資する基礎調査を実施し、後続のシンポジウム及びワークショップで活用するための基礎資料を作成する。

(2) まちなか展示の企画及び実施支援

神戸市内の公共施設等又は当該エリア周辺の公共施設や民間施設等を活用し、本市が主催するアイデアコンペ応募作品の展示及び展示を通じた市民・企業等からの

意見収集を支援する。

展示及び意見収集の企画、展示物のデザイン・製作・設置、意見のとりまとめ等を行う。展示の対象は受賞7作品を主とするが、創意工夫により、全応募作品についても広く周知を行い、来場者等が関心を深められる仕組みを設けること。

展示場所については本市と協議のうえ決定し、使用料等が発生する場合は本市の負担とする。また、企画の広報に係る費用が発生する場合は別途協議する。

(3) シンポジウムの開催支援

アイデアコンペ応募作品の分析結果や基礎調査内容の共有を行うとともに、本市が主催する当該エリアの将来像に関する議論を行うシンポジウム（全1回）の開催を支援する。

企画、登壇者調整、資料作成、チラシ・ポスターのデータ作成、当日の運営（ファシリテーション、設営、参加者意見収集、資料準備等）、記録作成等を行う。

会場使用に係る費用、登壇者への謝礼が発生する場合は本市の負担とする。また、チラシ・ポスターのデータ作成以外に広報に係る費用が発生する場合は別途協議する。上記以外の開催に必要となる費用については、委託料に含むものとする。

(4) ワークショップの開催支援

当該エリアおよびその周辺の住民、企業、学生等を対象に、展示を通じた意見やシンポジウムでの意見等も踏まえ、本市が主催する当該エリアの今後のあり方や実現に向けた取組みのアイデアを議論するワークショップの開催を支援する。

企画、資料作成、当日の運営（ファシリテーション、設営、資料準備等）、記録作成等を行う。ワークショップの実施回数については、HAT神戸・ミュージアムロードの今後のあり方（案）等への反映を意識した十分な回数とすること。

会場使用に係る費用が発生する場合は本市の負担とする。また、広報に係る費用が発生する場合は別途協議する。上記以外の開催に必要となる費用については、委託料に含むものとする。

(5) 今後のあり方（案）及びロードマップ（案）のとりまとめ

(1)～(4)の結果を踏まえ、当該エリアの今後のあり方（案）及び、その実現に向けた段階的な取組の方向性や進め方を示したロードマップ（案）を整理し、令和9年度以降の取組みに繋げる資料を作成する。

(6) 打合せ

打合せは初回、中間2回、最終の4回とするが、担当職員又は受託者が必要と認めるときは中間打合せの回数を増やすものとする。

5. 成果物（データ形式）

- ・業務計画書
- ・業務報告書
- ・その他、受託者が企画提案・実施した内容一式

※成果物のデータ形式については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

6. その他の事項

（1）実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。

（2）再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。

（3）著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権は以下に定めるところによる。

- ①成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は発注者である本市に無償で譲渡するものとする。
- ②受託者は、本市の事前の回答を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

（4）秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（5）仕様変更

受託者は、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ本市と協議のうえ、承認を得ること。

（6）記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については本市と受託者とが協議して定めるものとする。

（7）第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

7. 参考

- ・神戸市ホームページ「ミュージアムロード アイデアコンペ」
https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/museumroad_idea.html